各務原市しあわせ実感かかみがはら創生推進本部設置要綱

（平成２７年２月１２日決裁）

（設置）

第１条　まち・ひと・しごと創生法（平成２６年法律第１３６号）第１０条第１項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定に当たり、将来にわたって活力ある地域社会を維持し、発展させる諸施策を一体的に検討するため、各務原市しあわせ実感かかみがはら創生推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　本部の所掌事項は、次のとおりとする。

（１）総合戦略の策定に関する事項

（２）その他総合戦略に関し必要な事項

（組織）

第３条　本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

２　本部長は、市長をもって充てる。

３　副本部長は、副市長をもって充てる。

４　本部員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

（１）市長公室長

（２）総務部長

（３）市民生活部長

（４）健康福祉部長

（５）産業活力部長

（６）都市建設部長

（７）水道部長

（８）消防長

（９）教育長

（１０）教育委員会事務局長

（本部長及び副本部長）

第４条　本部長は、本部を総括する。

２　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

（本部会議）

第５条　本部の会議（以下「本部会議」という。）は、本部長が必要に応じて招集する。

２　本部長が必要と認めるときは、本部員以外の者を本部会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

（部会）

第６条　本部長が必要と認めたときは、部会を設置することができる。

２　部会は、本部長から付託された事項を調査研究し、課題解決のための素案を作成するとともに、本部会議へ報告するものとする。

３　部会に、部会長及び副部会長を置く。

４　部会の会議は、部会長が必要に応じて招集する。

５　部会長は部会を総括し、副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代行する。

（ワーキングチーム）

第７条　部会長が必要と認めたときは、ワーキングチームを設置することができる。

２　ワーキングチームは、部会長から付託された事項を調査研究し、部会へ報告するものとする。

（庶務）

第８条　本部、部会及びワーキングチームの庶務は、市長公室企画広報課において処理する。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は、本部長が定める。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則（令和元年１０月３１日決裁）

この要綱は、令和元年１１月１日から施行する。

附　則（令和８年４月１日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。